

奈良市（せり売形式）公有財産売却 - 落札後の注意事項

権利移転手続き

入札終了後に奈良市より落札者へ権利移転手続きなどのご案内をメールにて行います。

必要な費用

契約締結期限までに

契約保証金

※本物品に関しては奈良市契約規則第21条の2に基づき、契約書の作成を省略するため
契約保証金は不要です

代金納付期限までに

売払代金の残金

売払代金の残金※を指定する納付期限までにお支払いください。
※売払代金の残金＝落札金額－入札保証金額

納付方法

- ・売払代金の残金は、奈良市が発行する納入通知書にて納付してください。
 - ・売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。
 - ・売払代金の残金納付期限までに奈良市が納付を確認が必要です。
- ※納付確認に期間を要する場合があります。
※クレジットカードによる売払代金の残金の納付はできません。

ご注意

上記費用は、必ず売払代金納付期限までに納付してください。

上記以外に書類の郵送料、振込手数料が必要になることがあります。

期限までに奈良市が納付を確認できない場合、落札者はその物件を買い受けることができなくなり、事前に納付された入札保証金は没収されます。

必要な書類 必要な書類の一部は [【奈良市ホームページ】万博会場使用物品の売却について](#) からダウンロードできます。

- ・売却代金充当依頼書
 - ・受領書 →現物引渡しの際、奈良市に提出
- ※その他別途書類を指示することがあります。

落札者（落札者が法人の場合は代表者）以外の方が権利移転手続きを行う場合

落札者本人（落札者が法人の場合はその代表者）が売払代金の支払い手続きを行えない場合、代理人が売却代金の支払い手続きを行えます。その場合、委任状および代理人の本人確認書類が必要となります。

権利移転の時期と要する期間

権利移転の時期

売却物品は、売払代金の残金を納付し、奈良市がそれを確認したときに権利移転します。

重要事項

落札後の権利移転手続きにおける重要な事項です。必ずご確認ください。

危険負担

売却物品引き渡しまでの間に、当該物品が奈良市の責に帰することのできない理由により消滅し、またはき損した場合、その負担は落札者が負うこととし、奈良市に対して売払代金の減免を請求することはできません。

引き渡し条件	<ul style="list-style-type: none">・売却物品は、落札者が売払代金を納付した時点の状況（現況有姿）で引き渡します。・落札者が法人の場合、物件情報詳細ページなどの記載内容と実地に符合しない事項が売却物品にあることを発見しても、それを理由として、落札の無効を主張したり、売払代金の減額を請求することはできません。 <p>※法人には、事業としてまたは事業のために契約当事者となる個人も含みます。</p> <ul style="list-style-type: none">・引渡しは、落札者による直接引取りが原則です。奈良市からの指示に従い、売却物品を引き取ってください。・移動などに輸送が必要な場合、落札者自身で手配してください。　なお、送付・保管などにかかる費用は落札者の負担となります。・引渡し時期は、原則奈良市の指定した場所、期限までとし、売払代金の残金納付を奈良市が確認した後の引渡しとなります。
入札保証金の取り扱い	落札後、落札者の支払った入札保証金については売払金額に充当することができます。 ただし、売払代金納付期限までに奈良市が売払代金の納付を確認できない場合、没収します。
契約保証金の取り扱い	奈良市契約規則第21条の2に基づき、契約書の作成を省略するため契約保証金は不要です。
使用用途の制限	<ul style="list-style-type: none">・落札者は、落札した物件を次の用途に供してはなりません。 <p>1.暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団の用途</p> <p>2.無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年第147号）第4条第2項に規定する団体のうち、その団体の役職または構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行ったものにかかる用途</p>

落札後の注意事項に関するお問い合わせ先

奈良県奈良市総合政策課
メール: sougouseisaku@city.nara.lg.jp
電話 : 0742-34-4786
受付時間：平日午前9日から午後5時